

令和6年第4回守山市教育委員会定例会

1	教育長業務報告	2
2	報告事項	
(1)	守山市学習用情報端末等貸与要綱の一部改正について	3
(2)	中学生英語検定事業補助金交付要綱の廃止について	7
(3)	守山市適応指導教室設置要綱の廃止について	10
(4)	守山市適応指導教室管理運営に関する要綱の廃止について	12
(5)	守山市フリースクール等利用児童生徒支援助成金交付要綱の制定について	14
(6)	守山市認定フリースクール等の認定に関する要綱の制定について	19
(7)	令和6年度幼稚園・保育園・こども園・地域型の就園状況について	21
(8)	文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について	23
(9)	令和5年度守山市立図書館業務報告について	24
3	その他事項	
(1)	寄付採納一覧について	32
(2)	令和6年度守山市学校（園）医・歯科医・薬剤師一覧について	34
(3)	教育委員会関係行事等について	35
(4)	教育委員会の日程等について	45

## 令和6年3月・4月 業務報告

令和6年4月23日現在

月	日	曜	主 な 内 容
3	25	月	令和6年守山市議会3月定例会会議（閉会）
3	27	水	令和5年度下之郷遺跡および伊勢遺跡保存整備活用委員会 吉野彰氏特別記念講演（リチウムイオン電池が拓く未来社会）
3	29	金	令和5年度教育委員会退職者辞令交付式、令和5年度退職者辞令交付式、教育長退任式
4	1	月	教育長辞令交付式、教育長就任式、令和6年度辞令交付式、令和6年度教育委員会辞令交付式 令和6年度学校・園新規採用教職員辞令交付式、4月部長会議、4月部課長会議
4	2	火	令和6年度滋賀県警挨拶回りおよび子ども若者部挨拶回り
4	3	水	令和6年度公私立合同園長会
4	4	木	令和6年度滋賀県庁挨拶回り
4	6	土	梅田町自治会新会館内覧会
4	7	日	令和6年度守山市子ども会連合会前期総会
4	8	月	令和6年度守山市立立入が丘小学校入学式、令和6年度守山市立守山北中学校入学式
4	10	水	令和6年度守山警察署挨拶回り
4	11	木	令和6年度守山市教育基本方針説明会
4	14	日	もりやまルシオールアカデミー ルシオールユースウインドオーケストラ第2回定期演奏会
4	15	月	令和6年度滋賀県教育行政重点施策説明会および令和6年度滋賀県市町教育委員会委員研修会
4	16	火	令和6年度第1回校園長会
4	18	木	「もりやまあるあるカルタ」発表式
4	19	金	令和6年度守山市通学路交通安全対策本部本部会、第43回野洲川冒険大会第1回実行委員会
4	20	土	令和6年度守山市自治会長会、令和6年度守山市スポーツ協会定期総会
4	21	日	第48回守山市スポーツ少年団「つどい」
4	23	火	令和6年第4回守山市教育委員会定例会

## 守山市学習用情報端末等貸与要綱の改正に係る説明について

### 1 改正理由

自宅にインターネット環境がない児童生徒の家庭に対して貸与するモバイルルータについて、随時の貸与を可能とするため必要な改正を行う。

併せて、新型コロナウイルス感染症に関する濃厚接触者を出席停止としなくなったため、該当する部分を削除する。なお、モバイルルータの貸し出し事業については、学習用端末の持ち帰り学習を進める中、Wi-Fi 環境がない児童生徒の学習保証のために継続して行う。

### 2 改正概要

- (1) 貸与期間について、「貸与を受けた日から当該年度末まで」を「貸与を受けた日から児童生徒が守山市立学校を卒業する日までの間で、保護者が希望する日」と改める。(第6条の貸与期間関係)
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る部分を削除する。(第6条の貸与期間関係、第7条の通信費用等の負担関係、別記様式第1号)
- (3) その他語句の修正(第7条の通信費用等の負担関係、別記様式第1号)

### 3 施行期日

令和6年4月1日

守山市教育委員会告示第8号

守山市学習用情報端末等貸与要綱（令和2年教育委員会告示第16号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

守山市教育委員会教育長 辻 本 長 一

第6条第1項本文中「当該年度末」を「児童生徒が守山市立学校を卒業する日までの間で、保護者が希望する日」に改め、同項ただし書を削る。

第7条第2項を削り、同条第3項中「第13号(」を「第13号」に、「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

別記様式第1号を次のように改める。

別 記

様式第 1 号（第 5 条関係）

守山市学習用情報端末等貸与申請書

年 月 日

守山市教育委員会教育長 あて

下記のとおり、学習用情報端末等の貸与を受けたいので、以下の留意事項について承諾のうえ、申請します。

申請者 保護者	住 所			
	氏 名		自宅電話	- -
			携帯電話	- -
児童生徒	氏 名	生年月日	在籍校	学年
	(フリガナ)	年 月 日	小学校 中学校	年生
	(フリガナ)	年 月 日	小学校 中学校	年生
	(フリガナ)	年 月 日	小学校 中学校	年生
貸与機器	希望する方に☑をつけてください。 <input type="checkbox"/> 学習用情報端末およびモバイルルータ ・ <input type="checkbox"/> 学習用情報端末のみ			
貸与期間	年 月 日から 年 月 日まで			
就学援助費 受給状況	該当する方に☑をつけてください。 守山市就学援助費を ( <input type="checkbox"/> 受給している ・ <input type="checkbox"/> 受給していない )			
留意事項	<input type="checkbox"/> 貸与モバイルルータの通信料として、月額 1,000 円（日割なし）をご負担いただきます。（守山市就学援助費を受給している世帯は無料） <input type="checkbox"/> 学校から指示された内容等、学習に関すること以外には貸与機器を使用しないでください。 <input type="checkbox"/> 貸与モバイルルータに貸与学習用情報端末以外の機器を接続しないでください。 <input type="checkbox"/> 貸与機器を他人へ転貸しないでください。 <input type="checkbox"/> 貸与機器は、乱暴な取扱いをすると故障等につながるため、丁寧な取扱いをお願いします。 <input type="checkbox"/> 貸与機器について、万が一、故障、水没、破損、紛失、盗難等の事由が生じた場合は、速やかに学校へ申し出てください。また、実費相当分を弁済いただく場合がありますので、あらかじめご留意ください。 <input type="checkbox"/> 不適切な利用を確認した場合は、貸与を停止させていただくことがあります。			

※ モバイルルータの貸出は 1 世帯につき 1 台です。モバイルルータの貸出を希望する場合は、守山市立小中学校に在籍する児童生徒のうち、最年長の児童生徒が在籍する学校に提出してください。

\* 学校記載欄

端末 No.		モバイルルータ No.	
--------	--	-------------	--

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

## 中学生英語検定事業補助金交付要綱の廃止に係る説明について

### 1 廃止理由

当該要綱は、守山市立中学校が統一して実施する英語検定の受験料に対する補助を行うため、令和元年度の中学生英語検定事業に合わせて制定したものである。

中学生英語検定事業は令和元年度から令和3年度まで市内中学校で実施したが、AIドリルすらら（令和2年度から実証事業開始、令和3年度から本格導入）の機能に英語検定用の教材が含まれていたため、令和4年度以降は一斉検定を実施していない。

今後においても実施予定がないため、守山市補助金等交付規則第16条第2項に規定する検証の期限である令和6年3月31日をもって廃止するものである。

### 2 補助対象の検定（GTEC：ジーテック）について

#### (1) 概要

ベネッセが提供するスコア型の英語4技能テスト。

読む、書く、聞くに加え、話す力を測る。ヘッドホンセットを使用する。

#### (2) 受験会場

各学校で英語教諭の指導の下に実施。

#### (3) 対象学年

市内中学2年生の全員

### 3 廃止日

令和6年3月31日

## ○守山市中学生英語検定事業補助金交付要綱

令和元年11月1日

守山市告示第364号

(趣旨)

第1条 市長は、守山市立中学校に通学する生徒の英語力および学習意欲の向上を図るため、各中学校において実施する英語検定の受験に要する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては守山市補助金等交付規則(昭和53年規則第1号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業、補助対象者等)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業、補助対象経費および補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助対象者は、守山市立中学校に通学する生徒の保護者とする。

3 この補助金の交付申請、実績報告等の一切の事務は、補助対象者の委任を受けた中学校長が行うものとする。

(交付申請)

第3条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書に添付する書類は、事業計画書・収支予算書(別記様式第1号)とし、同条に規定する期日は、英語検定が実施される1月前までとする。

(変更承認申請)

第4条 規則第7条第1項に定める軽微と認められる変更とは、補助対象経費の減額変更が変更前の補助対象経費の2割を超えないものとする。

(実績報告)

第5条 規則第11条に定める補助金事業実績報告書に添付する書類は、事業実績報告書・収支決算書(別記様式第2号)とし、補助事業が完了した日から30日を経過した日または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の交付)

第6条 この補助金は、規則第13条第2項の規定により、概算払ができるものとする。

付 則

1 この告示は、令和元年11月1日から施行する。

2 規則第16条第2項に規定する検証の期限は、令和3年3月31日とする。

3 規則第16条第2項に規定する検証期限は、令和6年3月31日とする。

付 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
守山市立中学校が統一して実施する英語検定	英語検定を受験するために要する費用	補助対象経費の2分の1以内で、市長が定める額。ただし、守山市就学援助費給付要綱(昭和59年教育委員会告示第13号)第4条第2項に規定する要保護者・準要保護者にあつては、10分の10とする。

守山市適応指導教室設置要綱および守山市適応指導教室管理運営に関する要綱の  
廃止に係る説明について

1 廃止理由

令和6年4月1日から「守山市教育支援センター」を開設するにあたり、その管理  
および運営その他必要な事項を、「守山市教育支援センターの管理および運営に関す  
る規則」にて制定したため。

2 廃止日

令和6年3月31日

## ○守山市適応指導教室設置要綱

平成10年 3月24日

(目的および設置)

第1条 市内在住の小・中学生のうち、不登校をはじめ学校で不適応を起こしている児童生徒を対象に、教育相談および適応指導を実施することにより学校生活への復帰を支援し、社会的自立に資するため、適応指導教室を設置する。

(名称および位置)

第2条 適応指導教室の名称および位置は、次のとおりとする。

名称 守山市適応指導教室(「くすのき教室」と称することができる。)

位置 守山市勝部三丁目9番1号 守山市教育研究所内

(事業)

第3条 適応指導教室においては、次の事業を行う。

- (1) 教育相談に関すること。
- (2) 児童生徒の適応指導に関すること。
- (3) 学校等関係機関との連携に関すること。

(適応指導の申請)

第4条 適応指導を受けようとする児童生徒の保護者は、所属学校長を通じて、教育研究所長に申し込むものとする。

(所管と職員)

第5条 適応指導教室は、教育研究所の所管とし、必要な職員を置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、適応指導教室の管理運営について必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## ○守山市適応指導教室管理運営に関する要綱

平成30年4月1日

守山市適応指導教室管理運営に関する要綱(平成10年3月24日制定)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、守山市生涯学習・教育支援センターの設置および管理に関する条例(平成20年9月30日条例第26号)第4条第2号の規定および守山市適応指導教室設置要綱(平成10年3月24日制定)に基づき設置する守山市適応指導教室(以下「適応指導教室」という)の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(開室日)

第2条 適応指導教室の開室日時は、月曜日から金曜日までの午前9時30分から午後3時までとする。

(休業日)

第3条 適応指導教室の休業日は、次のとおりとする。

(1) 守山市立小学校および中学校の管理および運営に関する規則(昭和32年教委規則第1号)第3条に定める休業日

(2) 守山市生涯学習・教育支援センターの休館日

2 教育研究所長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を受けて休業日を変更、または臨時に休業することができる。

(組織)

第4条 適応指導教室には、適応指導をする職員、教育相談をする職員およびその必要な職員を置く。

(通室)

第5条 適応指導教室への通室に関わる経費の負担およびその他の事項については、保護者の責任とする。

(手続)

第6条 適応指導教室の入室については、下記の手続きによる。

(1) 適応指導教室に体験入室を希望する保護者は、在籍の学校長に適応指導教室(体験)入室申込書(別記様式第1号)を提出する。

(2) 学校長は、教育研究所長に適応指導教室(体験)入室申請書(別記様式第2号)を提出する。

(3) 体験入室後に、適応指導教室に入室を希望する保護者は、在籍の学校長に適応指

導教室(正式)入室申込書(別記様式第3号)を提出する。

- (4) 学校長は、教育研究所長に適応指導教室(正式)入室申請書(別記様式第4号)を提出する。
- (5) 教育研究所長は、適応指導を開始したとき、学校長に適応指導開始通知書(別記様式第5号)により通知する。
- (6) 教育研究所長は、学校長に教育相談および適応指導の経過や状況について、適応指導状況報告書(別記様式第6号)により報告する。
- (7) 教育研究所長は、適応指導を終了したと認められるとき、学校長に適応指導終了通知書(別記様式第7号)により通知する。
- (8) 教育研究所長は、適応指導を中止したとき、学校長に適応指導中止通知書(別記様式第8号)により通知する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については教育研究所長が定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

守山市フリースクール等利用児童生徒支援助成金交付要綱および守山市認定フリースクール等の認定に関する要綱の制定に係る説明について

## 1 制定理由

### (1) 守山市フリースクール等利用児童生徒支援助成金交付要綱

近年増加している不登校児童生徒に関し、当該児童生徒の社会的自立を図るとともに学校以外の多様な学びの場を確保することおよびフリースクール等を利用に対する保護者の経済的負担軽減を目的として、フリースクール等の利用料に対する助成金を創設するもの。

### (2) 守山市認定フリースクール等の認定に関する要綱

上記助成金の創設にあたり、助成対象となるフリースクール等にかかる認定要件や手続き等を定めるもの。

## 2 施行期日

令和6年4月1日

守山市フリースクール等利用児童生徒支援助成金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

守山市長 森 中 高 史

守山市フリースクール等利用児童生徒支援助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、不登校児童生徒の社会的自立を図るとともに学校以外の多様な学びの場を利用する不登校児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として、不登校児童生徒がフリースクール等を利用するために必要な経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 18 条に規定する学齢児童または学齢生徒のうち、市内に住所を有する者をいう。
- (2) 不登校児童生徒 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 28 年法律第 105 号）第 2 条第 3 号に規定する者のうち、申請のあった日前 1 年以内におおむね 30 日以上登校していない児童生徒をいう。
- (3) 保護者 不登校児童生徒についての親権を行う者または未成年後見人その他現に監護する者のうち、市内に住所を有する者をいう。
- (4) 在籍学校 不登校児童生徒が現に在籍する学校をいう。
- (5) 認定フリースクール等 守山市認定フリースクール等の認定に関する要綱（令和 6 年告示第 181 号）の規定により市長が認定した不登校児童生徒を支援する施設（インターネットを利用し同時双方向型で実施するオンラインフリースクールを含む。）

(助成対象者)

第 3 条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす保護者とする。

- (1) 次条に規定する助成対象経費について国、県、市町村その他団体から補助金等の交付を受けていないこと。
- (2) 守山市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限等に関する要綱（平成 23 年告示第 17 号）第 1 条に規定する特定滞納者でないこと。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、助成対象者が負担した認定フリースクール等の授業料(定期的に支払う経費その他市長が授業料に準ずるものとして認めるものに限る。)とする。ただし、助成対象となる不登校児童生徒が医療や福祉等の公的なサービスの適用を受けて認定フリースクール等を利用している場合は助成対象外とする。

2 助成対象となる認定フリースクール等の利用時間は、概ね在籍学校の授業時間内とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、助成対象経費としない。

(1) 入会金、年会費、入学金その他の認定フリースクール等の利用の準備に係る経費

(2) 認定フリースクール等の利用に係る交通費

(3) 寮費、教材費、実習費、イベント参加費その他の認定フリースクール等の利用に伴う実費負担に係る費用

(4) 認定フリースクール等の体験利用に係る費用

(5) 在籍学校の授業日以外の日の認定フリースクール等の授業料

4 2施設以上の認定フリースクール等を利用する場合の助成対象経費は、これを合計した金額とする。

5 1人当たりの助成対象経費は、月額40,000円を限度とする。

(助成額)

第5条 助成金の額は、月ごとに算定するものとし、助成対象経費に、次の各号に掲げる助成対象者の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額から5,000円を減じた額とする。ただし、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(1) 守山市就学援助費給付要綱(昭和59年教育委員会告示第13号)第4条第2項第1号に規定する要保護者 100分の100

(2) 守山市就学援助費給付要綱第4条第2項第2号に規定する準要保護者 100分の75

(3) 前2号のいずれにも該当しない者 100分の50

2 前項の規定にかかわらず、月の初日から末日まで全く利用しなかった月については、助成対象としない。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を申請しようとする助成対象者は、年度ごとに守山市フリースクール等利用児童生徒支援助成金交付申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める日までに提出するものとする。ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 4月1日時点で認定フリースクール等を利用している場合 4月30日
  - (2) 年度途中において認定フリースクール等の利用を開始した場合 利用開始から30日以内（2月28日以降に入所した場合は3月31日まで）
- （交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、守山市フリースクール等利用児童生徒支援助成金交付決定通知書（別記様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、助成金を交付しないことを決定したときは、守山市フリースクール等利用児童生徒支援助成金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前2項の審査において、児童生徒の在籍学校の校長に意見を聴取することができる。

（情報連携）

第8条 市長は、前条第1項の規定により認定したときは、当該不登校児童生徒が利用する認定フリースクール等に対し、申請内容について情報提供を行うものとする。

2 教育委員会、在籍学校および認定フリースクール等は、当該不登校児童生徒に関する情報を共有するものとする。

（交付請求）

第9条 第7条第1項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、守山市フリースクール等利用児童生徒支援助成金請求書（別記様式第4号。以下「請求書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 認定フリースクール等利用状況報告書（別記様式第5号）
- (2) 認定フリースクール等が発行した領収書の写しその他の経費の明細が確認できる資料
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の請求は、次の各号に掲げる認定フリースクール等の利用期間ごとに、当該各号に定める期間中に行わなければならない。ただし、当該期間中に請求書を提出することが困難と市長が認める場合は、市長が別に定める期間中に請求しなければならない。

- (1) 4月1日から7月31日までの利用 8月1日から同月末日まで
- (2) 8月1日から12月31日までの利用 翌年1月1日から同月末日まで
- (3) 1月1日から3月31日までの利用 4月1日から同月10日まで

（助成金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による請求があった場合、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、守山市フリースクール等利用児童生徒支援助成金支給決定通知書（別記様式第6号）により請求者に通知し、速やかに助成金を交付す

る。

2 審査の結果交付しないことを決定したときは、守山市フリースクール等利用児童生徒支援助成金不支給決定通知書（別記様式第7号）により理由を付して請求者に通知するものとする。

（変更の届出）

第11条 交付決定者は、第6条の規定による交付申請書の内容（1月あたりの助成対象経費および1月あたりの助成額を除く。）を変更しようとするときは、速やかに守山市フリースクール等利用児童生徒支援助成金変更届出書（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この告示は、この告示の施行の日以後に利用した認定フリースクール等について適用する。

（守山市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限等に関する要綱の一部改正）

3 守山市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限等に関する要綱（平成23年告示第17号）の一部を次のように改正する。

別表1 補助金、交付金、報奨金等（物品給付を含む。）の表に次のように加える。

守山市フリースクール等利用児童生徒支援助成金	守山市フリースクール等利用児童生徒支援助成金交付要綱（令和6年告示第180号）
------------------------	---

守山市認定フリースクール等の認定に関する要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

守山市長 森 中 高 史

守山市認定フリースクール等の認定に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、守山市フリースクール等利用児童生徒支援助成金交付要綱（令和 6 年告示第 180 号）第 2 条第 5 号に規定する認定フリースクール等の認定に当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義はこの要綱で定めるもののほか、守山市フリースクール等利用児童生徒支援助成金交付要綱の例による。

(認定フリースクール等の認定申請)

第 3 条 認定フリースクール等として認定を受けようとする者（次条において「申請施設」という。）は、守山市不登校児童生徒支援認定施設認定申請書（別記様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 紹介パンフレット等の施設の概要がわかる資料
- (2) 利用者との契約約款等契約の内容がわかる資料
- (3) 指導者または相談員等の名簿およびその職員が有する支援を行うに当たり必要な資格を証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(認定フリースクール等の認定)

第 4 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、次に掲げる基準を全て満たすときは、認定を行い、守山市不登校児童生徒支援認定施設認定通知書（別記様式第 2 号）により申請施設に通知するものとする。

- (1) 国、県、市町村その他の公共団体等が運営するものではないこと。
- (2) 「守山市における不登校児童生徒を支援する民間施設等に関するガイドライン」に則った支援が行われていること。
- (3) 在籍学校の授業時間内に不登校児童生徒を受け入れていること。
- (4) 不登校児童生徒の社会的自立を目指して、学習支援、生活習慣の改善指導、教育相談および体験活動等の活動を実施していること。
- (5) 前 3 号の基準を満たす活動を 1 年以上継続して実施していること。

- (6) 業務上知り得た児童生徒の個人情報について、他の目的に使用しないこと。
- (7) 4親等以内の親族である不登校児童生徒のみを利用の対象としていないこと。
- (8) 教育長または在籍学校の校長の要請により、必要な情報を提供するなど、教育委員会および在籍学校と連携することができること。

(認定の有効期限)

第5条 前条の規定による認定の有効期限は、認定通知日から3年以内とする。

- 2 前項の規定により認定の有効期限が満了する場合において、再認定を受けようとする者は、有効期限の2か月前までに第3条の規定による認定申請を改めて行うものとする。

(現地調査等)

第6条 市長は、現況を確認するため、認定フリースクール等に対し、必要な報告を求め、または職員に現地調査をさせることができるものとする。

(認定の取消し)

第7条 市長は、認定施設が次の各号に該当するときは、認定を取り消し、守山市不登校児童生徒支援認定施設認定取消通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

- (1) 第4条に掲げる認定の基準に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により認定を受けたとき。
- (3) 前条に規定する報告または現地調査を正当な理由なく拒否したとき。
- (4) その他市長が認定することが適当でないと認めるとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

## 令和6年度幼稚園・保育園・こども園・地域型の就園状況

※令和6年4月1日現在

### ■ 乳幼児数・就園児数（幼稚園＋保育園＋こども園＋地域型）

（単位：人）

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
乳幼児数	652	810	788	785	858	862	4,755
就園児数(幼+保+こ+地)	96	401	459	753	832	840	3,381
就園率	14.7%	49.5%	58.2%	95.9%	97.0%	97.4%	71.1%

### ■ 幼稚園・こども園（教育認定）の就園児数

（単位：人）

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
公立				215	238	268	721
私立（法人立）				66	72	74	212
計				281	310	342	933

### ■ 保育園・こども園・地域型（保育認定）の就園児数

（単位：人）

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
公立	30	112	134	196	214	218	904
私立（法人立）	66	289	325	276	308	280	1,544
計	96	401	459	472	522	498	2,448

## 令和6年度 幼稚園・こども園(教育認定)就園児数

令和6年4月1日現在

園名		定員	3歳児	4歳児	5歳児	計
公立	認定こども園 守山幼稚園	160	36	37	51	124
	物部幼稚園	190	16	34	36	86
	吉身幼稚園	285	39	29	36	104
	立入が丘幼稚園	190	27	25	25	77
	小津こども園	105	20	18	23	61
	玉津こども園	60	19	14	23	56
	河西幼稚園	210	34	44	43	121
	速野幼稚園	190	12	21	24	57
	中洲こども園	40	12	16	7	35
小計		1,430	215	238	268	721
私立 (法人立)	はすねだこども園	85	14	15	13	42
	速野カナリヤこども園	75	4	4	4	12
	ひなぎくこども園	40	10	10	14	34
	もりの風こども園	120	33	38	38	109
	若鮎こども園	15	5	5	5	15
小計		335	66	72	74	212
合計		1,765	281	310	342	933

※広域受託を除く

## 令和6年度 保育園・こども園(保育認定)就園児数

令和6年4月1日現在

園名		定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
公立	守山保育園	110	3	12	16	23	26	27	107
	吉身保育園(分園含)	175	9	16	24	38	36	36	159
	浮気保育園	150	6	24	24	26	28	30	138
	よしみ乳児保育園	55	3	24	26				53
	認定こども園 守山幼稚園	80				20	28	33	81
	玉津こども園	165	3	16	20	39	45	38	161
	小津こども園	90	3	12	12	34	41	36	138
	中洲こども園	65	3	8	12	16	10	18	67
小計		890	30	112	134	196	214	218	904
私立 (法人立)	ひなぎくこども園	215	4	16	26	31	43	41	161
	はすねだこども園	180	1	8	8	32	48	39	136
	カナリヤ保育園(分園含)	330	6	56	48	56	55	51	272
	若鮎こども園	120	6	18	20	23	23	22	112
	カナリヤ第二保育園	30	0	5	7	8	8	4	32
	速野カナリヤこども園	90	4	17	12	15	16	13	77
	もりの風こども園	90	9	16	18	20	20	20	103
	ふるたか虹のはし保育園	204	9	20	30	46	50	50	205
	滋賀短期大学附属すみれ保育園	120	6	12	12	30	30	27	117
	洛和みずのさと保育園	60	5	8	14	15	15	13	70
	地域型保育事業(19事業所)	286	16	113	130				259
小計		1,725	66	289	325	276	308	280	1,544
合計		2,615	96	401	459	472	522	498	2,448

※広域受託を除く

守山市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について

○守山市文化財保存活用地域計画協議会の設置目的について

市内文化財を一体的、総合的に保存・活用していくために定めた『守山市文化財保存活用地域計画』（令和3年12月文化庁認定、計画期間：令和4年度から令和13年度までの10年間）を運用していくにあたり、文化財所有者、文化財関係者、商工関係団体の者、観光関係団体の者、関係行政機関の職員などで構成する協議会を設置する。

○根拠法令

守山市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱第3条第2項

○任期

2年（令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）

○委員名簿

No.	職名等	氏名	分野等	任期歴等
1	龍谷大学名誉教授/守山市文化財保護審議会会長/下之郷遺跡および伊勢遺跡保存整備活用委員会委員	舟橋 和夫	社会学	令和4年度～ 2期目
2	守山市文化財保護審議会委員/文化遺産プランニング代表	井上 ひろ美	文化財学	令和4年度～ 2期目
3	総合地球環境学研究所研究基盤国際センター研究員	嶋田 奈穂子	地域学	令和4年度～ 2期目
4	宗教法人小津神社代表役員/近江のケンケト祭り長刀振り連合保存会監査	山岡 典	文化財所有者	令和4年度～ 2期目
5	守山歴史教材研究会代表/守山の歴史を考える会事務局長/下之郷遺跡まつり実行委員会事務局長	奥村 信夫	教育	令和4年度～ 2期目
6	認定NPO法人びわこ豊穰の郷理事長（守山市ほたるの森資料館指定管理者）	金崎 いよ子	自然	令和4年度～ 2期目
7	守山商工会議所青年部理事/守山市観光物産協会理事/株式会社セレンディピティ代表取締役	高橋 美江	商工	令和4年度～ 2期目
8	きたむら農産代表/守山市豊かな市民活動のまち応援認定委員	北村 真理子	観光	令和4年度～ 2期目
9	滋賀県文化スポーツ部文化財保護課長	永井 利憲	行政	新任
10	守山市都市経済部商工観光課長	今野 裕美	行政	新任

## 令和5年度守山市立図書館業務報告について

### 1 利用状況等 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)

昨年度11月に北部図書館“本の湖”が開館し、5か月あまりが経ちました。おかげさまで、園帰りの多くの親子連れや調べ学習のために来館してくれる児童生徒で賑わっています。毎週火曜日には地域ボランティアと協働でおはなし会を開催するほか、近隣園への出前おはなし会や、公民館行事との連携も増えてきています。また春休みには、図書館サポート隊と協働で「紙ひこうき大きくせん!」を開催し、子どもたちが思い思いに紙ひこうきをつくり飛ばしました。

本館では、昨年度も本との出会いやきっかけづくりとして、専門分野講座、児童書の原画展、ビブリオトーク等を開催し、多くの方にご参加いただき好評を得ることができました。

#### (1) 利用状況

・来館者数	本館	454,380人	月平均約	37,865人	(前年度比 103%)
	北部	34,670人	月平均約	6,934人	
	合計	489,050人	月平均約	40,754人	(前年度比 111%)
・開館日数	本館	284日			(前年度 283日)
	北部	110日			
・貸出冊数	本館	1,037,866冊	1日平均	3,654冊	(前年度比 101%)
	北部	36,149冊	1日平均	329冊	
・貸出人数	本館	292,703人	1日平均	1,031人	(前年度比 102%)
	北部	7,924人	1日平均	72人	
・新規登録者数	本館	4,319人	1日平均	15.2人	(前年度比 103%)
	北部	268人	1日平均	2.4人	

#### ・予約本の受渡し

駅前総合案内所	15,772冊	(前年度比 102%)
速野会館	824冊	(前年度比 63%)

※11月13日(月)より北部図書館開館に伴い、同日より速野会館での予約本受渡しは終了。

中洲会館	279冊	(前年度比 101%)
------	------	-------------

・読書通帳の配布	1,039冊 (うち中学生以下 819冊) (10ヵ月検診配布分は含まず)	(前年度比 105%)
----------	---------------------------------------	-------------

・インスタグラム	投稿数 287件	フォロワー数 1,206人 (令和6年4月4日現在)
----------	----------	----------------------------

- ・ふるさと納税による貸出カード、読書通帳の発行 45 件（前年度 35 件）
  - ・市民一人当たりの年間貸出冊数 12.5 冊（前年度 12.0 冊）
  - ・守山市民実利用者数 17,214 人（前年度 16,499 人）

※北部図書館の数值は令和 5 年 11 月 13 日～令和 6 年 3 月 31 日

## (2) 蔵書状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）

- ・蔵書冊数 430,101 冊（うち児童書 123,396 冊）（録音図書含む）
- ・CD 2,747 点、DVD 807 点
- ・雑誌タイトル数
  - 本館 280 タイトル（うち寄贈 49 誌、スポンサー 10 誌） 新聞 17 誌
  - 北部 32 タイトル（うちスポンサー 2 誌） 新聞 6 誌（うち寄贈 1 誌）

## (3) 貸館状況

- 多目的室、活動室、スタジオ、ギャラリー、集会室
- ・利用件数 合計 2,708 件（前年度比 149%）
  - ・延べ利用人数 30,608 人（前年度比 163%）
  - ・平均稼働率 52.3%（前年度比 105%）

## 2 主な事業報告（図書館主催行事）

- (1) 「ルシオールアートキッズフェスティバルおはなし会 こころひろがる春」  
5 月 21 日（日） 午前 11 時 30 分と午後 3 時からの 2 回開催  
参加人数 延べ 58 人
- (2) 理系専門分野講座「細胞をつくっている物質・脂質」  
7 月 30 日（日）講師 糸乗 前さん（滋賀大学教育学部教授）  
参加人数 39 人



- (3) ビブリオトーク めざせ！読書日本一のまち  
8 月 27 日（日） テーマ「無人島に持っていくならこの本！」  
参加人数 36 人

(4) 第1回文学歴史講座

「近江の街道宿場と町家の特徴～京町家を上回る防火性能の形成～」

9月23日(土) 講師 丸山 俊明さん(びわこ学院大学短期大学部教授)

参加人数 21人

(5) 児童図書研究講座

「夢をあきらめないで～「おてがみほしいぞ」ができるまで～」

10月22日(日) 講師 こうまる みづほさん(守山市在住児童文学作家)

参加人数 29人

(6) 「おてがみほしいぞ原画展」

『おてがみほしいぞ』(こうまるみづほ/作

丸山誠司/絵 あかね書房)の原画展

10月14日(土)から10月24日(火)まで



(7) 『新しいことはじめませんか?』

～守山市立図書館サポート隊の活動紹介・隊員募集～

12月5日(火)から12月28日(木)まで

参加図書館サポート隊(個人14人・団体15団体)



(8) 「ボランティア養成講座」

第1回 1月31日(水)、第2回 2月7日(水)

「子どもと本を楽しむために」

講師 前崎 成子さん(「彦根おはなしを語る会」「八日市おはなしグループ ホビット」所属)

第3回 2月14日(水) 講師 図書館司書

第4回 2月22日(水) 講師 図書館司書

第5回 3月8日(金) 講師 図書館司書

参加人数 延べ80人(うち8名がおはなしボランティアとして新規登録)

(9) 第2回文学歴史講座「戦国近江の城」

2月3日(土) 講師 松下 浩さん(滋賀県文化スポーツ部文化財保護課安土城・城郭調査係係長) 参加人数 42人

(10) 「おはなしボランティアのつどい」

毎月1回開催 絵本について考察、意見交換、おはなし会の情報交換等

参加人数 延べ 93人 (12回)

(11) その他主な定例行事等

ア おはなし会 毎週水・金曜日 午後3時からおはなしのいえにて開催

参加人数 延べ 1409人 (87回)

イ おはなし会 毎週火曜日 午後2時30分から北部図書館にて開催

参加人数 延べ 171人 (19回)

ウ おたのしみおはなし&映画会毎月第2日曜日 午前11時から 多目的室

参加人数 延べ 425人 (12回)

エ 大人のための映画会 名画上映 隔月第2水曜日 10時30分から 多目的室

参加人数 延べ 405人 (6回)

### 3 図書館サポート隊の活動等

(1) サポーター数 個人131名、団体36団体(令和6年3月末日時点)

(2) 図書館サポート隊の活動

ア 演奏会、展示会、写真展、紙芝居、読書会、おはなし会、古典の会、講演会など。  
延べ239回

イ 本おなとし隊(本の修理) 月1回開催 12月に糸綴じ講習実施

ウ 対面朗読(視覚障害など自力で本を読むことが困難な方に希望される本を朗読)  
毎月1回実施

エ 図書館主催行事等の補助 図書館主催行事の事前準備や当日受付

オ トイレの生け花 月3～4回

カ おはなしボランティア

キ としょかんかざり隊！

「あおぞらをじゆうにおよごう」 4月23日（日） 参加人数 75人

「里山ってなあに？」 7月16日（日） 参加人数 58人

「はるがきた！」 2月18日（日） 参加人数 65人

ク 中高生サポーター

本のPOP作成やテーマ展示（ティーンズコーナーにて）

クイズラリー主催 10月28日（土）・29日（日） 参加人数 191人（延べ）

「本の闇鍋（福袋）」 7月16日（日） 出品点数 12セット

12月17日（日） 出品点数 13セット

3月17日（日） 出品点数 12セット



#### 4 学校園、地域、団体への利用啓発と連携

(1) 出前おはなし会、ブックトーク等 合計 115回

保育園・こども園（51回）、小学校（16回）、中学校（12回）、高校（7回）、地域子ども文庫（18回）、親子ほっとステーション（2回）、わくわく子育て応援プログラム（5回）その他（4回）

(2) 地域子ども文庫（14文庫）等団体への貸出し

(3) 中洲小学校での図書貸出し（月1回）

(4) 市内園、家庭的保育室への絵本巡回

「としょかんわくわくボックス」（21園）

「ミニとしょかんわくわくボックス」（16園）

(5) 職業体験および図書館実習等受入れ

市内中学校（5校 20名）、滋賀県立聾話学校（1名）、京都橘大学（2名）、人事課インターンシップ（2名）

(6) 「夏休みおすすめBOOKS」の作成

小学校1～3年生向け、小学校4～6年生向け、中学生・高校生向けの3種類

市内小中学校（市立）全児童・生徒へ配布する他、Chromebook、図書館ホームページにデータ掲載。

## 5 学校図書館支援事業

- (1) 学校司書の勤務体制 各校、週2回程度巡回・1日4時間勤務
  - ・小学校—9校を5名の学校司書がそれぞれ3校ずつ担当。
  - ・中学校—4校を2名の学校司書が担当。
- (2) 学校司書活動内容
  - ・本の貸出、返却、書架整理、書架の見出しや案内の作成、図書移動
  - ・本の修理、本の受入れ（データ入力・装備）、図書の除籍（廃棄）
  - ・授業で使う本の用意（図書室の本や、市立図書館から団体貸出）
  - ・絵本の読み聞かせ
- (3) 研修、報告等の実施
  - ・月1回市立図書館に於いて研修（図書の修理、選書等）、業務報告の実施。  
令和5年度から学校教育課の指導主事も参加し、学校司書の活動状況を共有し助言をいただくほか、図書館だけでは得られなかった学校関係の有益な情報を提供していただいています。

## 6 障害者・支援事業

- (1) 音声ブック（デイジー）の郵送貸出 420冊
- (2) 墨字図書の郵送貸出 85冊
- (3) 郵送貸出の実利用者 8人
- (4) 公開朗読会（12回158人）・対面朗読（12回26件）の実施
- (5) 「世界アルツハイマーデー～オレンジライトアップ～In 守山市立図書館」（地域包括支援センターとの共催） 9月7日（木）から21日（木）

## 7 医療機関との連携

- (1) がん相談支援センター出張相談  
毎月第2・4金曜日午後1時から3時まで  
滋賀県立総合病院内のがん相談支援センターの専門スタッフによる個別無料相談  
相談回数 3回3件
- (2) がん教室「まなびや」の開催  
「子宮頸がんの予防と治療」  
8月25日（金）講師 高尾 由美さん（滋賀県立総合病院産婦人科科長）  
参加人数 9人

「認定看護師が伝えたい放射線治療の基礎知識」

11月15日（水）講師 掛谷 理恵さん（滋賀県立総合病院がん相談支援センターがん専門相談員がん放射線看護認定看護師）

参加人数 3人

「前立腺がん治療について」

2月21日（水）講師 吉田 徹さん（滋賀県立総合病院泌尿器科科長）

参加人数 17人

## 8 広報活動

(1) インスタグラム 投稿数 284件 フォロワー数 1,206人

(2) 広報もりやま 連載『みんなの読書活動』

7月15日号「図書館の団体貸出をご存じですか」

11月15日号「地域の小さな図書室子ども文庫」

1月15日号「としょかんわくわくボックスで本に出会おう」

## 9 施設整備

(1) 学習コーナーLEDライト修繕

工期 令和5年5月11日から6月30日まで

(2) 図書館トイレ便器洗浄モーター取替修繕

工期 令和5年6月20日から7月31日まで

(3) 図書館屋外照明電源配線更新修繕

工期 令和5年8月10日から8月31日まで

(4) 図書館階段通路誘導灯不点灯修繕

工期 令和5年8月25日から8月31日まで

(5) 図書館防火シャッターバッテリー交換修繕

工期 令和6年3月5日から令和6年3月31日まで

## 10 視察、見学等

(1) 視察

ア 佐賀県鳥栖市議会文教厚生常任委員会 5月17日（水）

イ 滋賀県琵琶湖環境部長 5月24日（水）

ウ 滋賀県立大学 6月1日（木）

エ 大津市立図書館 6月16日（金）

オ 宝塚市議会 8月9日（水）

カ 東京大学小林ゼミ 9月14日（木）

キ 本山第二小学校ぼっかぼかひろば 9月28日（木）

ク	千葉県印西市教育委員会	10月17日(火)
ケ	北海道七飯町民生文教常任委員会	10月19日(木)
コ	石川県庁	11月17日(金)
サ	京都橘大学嶋田ゼミ	12月2日(土)
シ	東京都荒川区議会文教・子育て支援委員会	12月13日(水)
ス	湖南市まちづくり協議会	12月15日(金)
セ	三重県図書館協議会	2月16日(金)
ソ	岩手県花巻市	2月21日(水)

(2) 見学・インタビュー等

ア	吉身小学校3年生図書館見学	30人	6月15日(木)
イ	中洲小学校2年生図書館見学	22人	12月1日(金)

## 11 北部図書館

令和5年8月 愛称“本の湖” (ほんのうみ)

速野学区まちづくり協議会・中洲学区 21 活動協議会等から構成された北部図書館愛称選定委員会の選定により愛称“本の湖” (ほんのうみ) と決定

令和5年10月 竣工・引渡し、備品等納品

11月13日 開館 テープカット、記念式典

12月16日 守山市立北部図書館開館記念講演会

「なぜ人は歴史を学ぶのか」講師 今村 翔吾さん(直木賞作家)

参加人数 101人

12月24日 クリスマスおはなし会 参加人数 9人

3月25日 紙ひこうき大きくせん 紙飛行機を作って飛ばす

参加人数 41人



寄付採納一覧について

令和6年4月23日現在

NO	月	寄付者	寄付物件	数量	評価額	合計評価額	寄付先	※	※	※
								1	2	3
1	2月	河西小学校PTA	自動体外式除細動器	1台	297,000円	297,000円	河西小学校			
2	2月	吉身幼稚園なかよし会	巧技台 蓋ゴム張 巧技台 ワイド蓋ゴム張 巧技台 枠(大) 巧技台 枠(小)	1個 1個 1個 1個	35,700円 39,900円 19,900円 13,500円	109,000円	吉身幼稚園			
3	2月	河西幼稚園PTAみどり会	デコレーションパネル	1セット	120,000円	120,000円	河西幼稚園			
4	2月	株式会社 スパッチオ・アキバスポーツ	20人用のぼり棒 天幕付きテント	1式 1台	1,626,900円	3,344,880円	守山小学校	R6 ○		
			横断幕 看板(入学式・卒業式) 天井吊り下げモニター ネット登り遊具	2本 2台 1式 1式	1,717,980円		物部小学校			
5	3月	滋賀県遊技業協同組合 湖南支部	学校用児童図書	111部	176,539円	176,539円	市内小学校			
6	3月	守山市立守山中学校PTA 令和5年度第3学年一同	ターポリンフロアシート	12本	552,000円	572,500円	守山中学校			
			アクリルボードカッティングシート	1枚	20,500円					
7	3月	中洲教育後援会	バウンダリーマイク デジピストル パワードボイス ワイヤレスマイク 特定小電力トランシーバー	1台 1台 1台 2本 4基	52,800円 40,200円 34,400円 76,780円 56,980円	261,160円	中洲小学校			

8	3月	守山北中学校 令和5年度卒業生保護者	スタンダードテント ワイヤレススピーカー	2台 2台	212,000円 88,000円	300,000円	守山北中学校			
9	3月	守山幼稚園PTA小鳩会	桧ミニイス・テーブルセット ベンチテーブルセット 大型絵本	1セット 1セット 5冊	140,000円 90,000円 45,700円	275,700円	守山幼稚園			
10	3月	河西教育後援会	砂場枠	1台	150,000円	150,000円	河西幼稚園			

○守山市表彰条例（※1）

第5条 社会功労	(6) 公益のため金品の寄付をした者 一般寄付、ふるさと応援寄付を問わず、 市に対する寄付であれば該当	個人100万円以上 団体200万円以上 (教育後援会からの寄付を除く)
-------------	---	---

○守山市自治振興表彰内規（教育委員会）（※2）

第2条	(7) 公益のため金品を寄付した者	個人50万円以上、団体100万円以上 ※ただし、団体については、3年を限度に通算可。
-----	-------------------	---

○紺綬褒章等の授与基準について（※3）

褒章条例第1条の規定により紺綬褒章を授与する場合の授与基準	寄付金額 500万円以上
-------------------------------	--------------

令和6年度守山市学校（園）医・歯科医・薬剤師一覧表

守山市教育委員会 R6.4.1

学校園名	学校(園)医	医療機関	歯科医	医療機関	薬剤師	医療機関		
中学校	守山南	山本 卓	山本内科	岡村 貞一	岡村歯科診療所	脇本 真弓	ふれあい薬局	
		山岡 弘明	山岡整形外科医院	東條 博充	東條歯科医院			
		福田 正悟	ふくだ医院					
	守山	内田 康和	うちだクリニック	中西 功	中西歯科医院	脇本 真弓	ふれあい薬局	
		柴田 修行	柴田クリニック	田村 浩一	たむら歯科クリニック			
守山北	木戸脇智志	きどわき医院	津曲 雅美	津曲歯科	大竹 陽子	サン調剤薬局		
	山口 通雅	やまぐち内科医院	後藤 諦	ごとう歯科子ども・おとな歯科				
明富	松川 誠司	まつかわ小児科	大橋 哲	大橋歯科クリニック	中島 玲子	ラプリー薬局		
	藤井 義正	藤井内科	横山 章	横山歯科医院				
小学校	守山	西藤 成雄	西藤小児科	中川 昭子	高橋歯科医院	能勢 智成	近畿予防医学研究所	
		川人 浩之	かわひと内科クリニック	岡村久美子	岡村歯科診療所			
		五十嵐知之	いがらしクリニック	岡本 篤	すもと岡本歯科			
	物部	山本 尚	やまもと小児科	岡村 貞一	岡村歯科診療所	鈴木 恵	ラプリー薬局	
		廣谷 秀一	ひろたに医院	奥村 和基	おくむら歯科			
		川人 浩之	かわひと内科クリニック	大谷 令	おおたに歯科医院			
	吉身	木戸脇智志	きどわき医院	田村 浩一	たむら歯科クリニック	辻井 晶	サン調剤薬局	
		井上 久行	井上クリニック	春日井仁丸	ハル歯科医院			
	立入が丘	徳林 昌樹	徳林クリニック	西川 康博	西川歯科医院	中村 昌子	ふれあい薬局	
	小津	福田 正悟	ふくだ医院	門田 紀	中西歯科医院	間下 高秀	ますだ薬局	
	玉津	福田 正悟	ふくだ医院	中西 功	中西歯科医院	木戸 一博	ハーモニー薬局	
	河西	藤井 義正	藤井内科	伊東 義雅	アロハ歯科	池原 英子	つばさ薬局 中沢店	
		柴田 修行	柴田クリニック	坪田 博行	坪田歯科医院			
	速野	福田 正悟	ふくだ医院	岡本 篤	すもと岡本歯科	野田澤 麗子	すこやか薬局	
		松川 誠司	まつかわ小児科	柴田 稔	柴田歯科			
		藤井 義正	藤井内科	瀬野 富夫	せの歯科医院			
	中洲	松川 誠司	まつかわ小児科	太田 貴司	おおた歯科子ども歯科	箕瀬 昌生	ハーモニー薬局	
	幼稚園・子ども園	守山	西藤 成雄	西藤小児科	隠岐 知達	守山おとな子ども歯科	尾崎 季美	ふれあい薬局
		物部	山本 尚	やまもと小児科	岡村 貞一	岡村歯科診療所	鈴木 恵	ラプリー薬局
吉身		木戸脇智志	きどわき医院	中西 功	中西歯科医院	西川真美子	おひさま薬局	
立入が丘		徳林 昌樹	徳林クリニック	森田 潤	モリタ歯科医院	中村 昌子	ふれあい薬局	
小津		津田 透	津田内科医院	門田 紀	中西歯科医院	間下 高秀	ますだ薬局	
玉津		山本 尚	やまもと小児科	中西 功	中西歯科医院	木戸 一博	ハーモニー薬局	
河西		藤井 義正	藤井内科	伊東 義雅	アロハ歯科	弦間 朱里	ますだ薬局	
速野		松川 誠司	まつかわ小児科	西川 康博	西川歯科医院	野田澤 麗子	すこやか薬局	
中洲		松川 誠司	まつかわ小児科	岡本 篤	すもと岡本歯科	箕瀬 昌生	ハーモニー薬局	
専門医		耳鼻科	石部 司	いしべ耳鼻咽喉科	吉身小・立入が丘小・中洲小	守山北中		
	北野 仁		北野耳鼻科	守山小・物部小・小津小・玉津小・河西小	守山南中			
	北野 学		北野耳鼻科	速野小				
	眼科	塚本 哲也	つかもと耳鼻咽喉科		守山中・明富中			
		米倉 義雄	米倉眼科	物部小・立入が丘小	守山南中			
		平家美奈子	平家眼科クリニック	玉津小	明富中			
		岸本 真人	岸本眼科医院	守山小・吉身小・河西小・速野小・中洲小	守山北中			
		小森 秀樹	小森眼科クリニック	小津小	守山中			

## 教育委員会関係行事等について

行事名	担当課
令和5年度下之郷史跡公園活用事業の結果について	文化財保護課
令和5年度伊勢遺跡史跡公園活用事業の結果について	文化財保護課
令和6年度埋蔵文化財センター春季講演会の開催について	文化財保護課

## 令和5年度下之郷史跡公園弥生人養成講座等の開催結果について

文化財保護課

下之郷史跡公園では、弥生人の生活や文化を知る弥生人養成講座を活用団体と協働で開催しました。結果は下記のとおりです。

### 1 弥生人養成講座

【弥生の米づくり】講師：土山博子さん（稲と雑穀の会）・田中耕司さん（京都大学名誉教授）

【第1回】令和5年 6月17日(土) 赤米の田植え	受講者	30名	
【第2回】令和5年 9月16日(土) 開花観察会、石包丁作り	受講者	28名	
【第3回】令和5年10月 7日(土) 稲刈り、ハサ掛け	受講者	25名	
【第4回】令和5年10月21日(土) 脱穀と精米	受講者	25名	
【第5回】令和5年12月 9日(土) 米料理と試食	受講者	27名	<b>計 135名</b>

開催時間：いずれの回も午前9時から正午まで。



史跡公園の米づくり体験活動状況



田植え作業の様子

【弥生織り】講師：立石文代さん（弥生織りの会）・東村純子さん（福井大学）、他

【第1回】令和5年 6月10日(土) カラムシから繊維取り	受講者	31名	
【第2回】令和5年 7月 8日(土) 糸づくり・染め	受講者	27名	
【第3回】令和5年 9月 9日(土) 「整経」・機織り説明	受講者	21名	
【第4回】令和5年10月14日(土) 弥生時代の織機を復元と実践	受講者	18名	
【第5回】令和6年 2月10日(土) 作品展示、研究映像を観る	受講者	23名	<b>計 120名</b>

開催時間：午後1時30分から午後4時まで



カラムシのお引き



講師による機織り解説

【弥生の技】 『弥生土器づくり』 講師 宮本ルリ子さん（陶芸作家）ほか

- |       |                        |     |     |
|-------|------------------------|-----|-----|
| 【第1回】 | 令和 5年 8月 26日(土)粘土をみる   | 受講者 | 16名 |
| 【第2回】 | 令和 5年 8月 27日(土)土づくり・成形 | 受講者 | 15名 |
| 【第3回】 | 令和 5年 9月 30日(日)「成形」と装飾 | 受講者 | 18名 |
| 【第4回】 | 令和 5年 11月 19日(日)野焼き    | 受講者 | 31名 |

**計 80名**

開催時間：午後1時30分から午後4時30分まで



弥生土器づくり（上：出土品 と下：復元品）



弥生土器の復元製作（比較）

【弥生の技】

『弥生のかごを観る・作る』

講師 松永さん（金沢大学）・鈴木隆明さん（陶芸作家）・立石文代さん

- |       |                              |     |     |
|-------|------------------------------|-----|-----|
| 【第1回】 | 令和 6年2月 18日(日)出土品「かご」の観察、編み組 | 受講者 | 18名 |
| 【第2回】 | 令和 6年3月 2日(土)「かご」の製作実習、体験    | 受講者 | 31名 |

**計 49名**

開催時間：午後1時30分から午後4時30分まで



弥生かご素材解説



かごの復元製作

**令和5年度 弥生人養成講座受講者 総数 241名**

2 吉身小学校と下之郷じいちゃんズの体験学習

【赤米栽培体験学習】 《全8回》

- |     |                          |
|-----|--------------------------|
| 日 時 | (田植え) 5月～(餅つき大会) 2月      |
| 場 所 | 下之郷町赤米学習田                |
| 人 数 | 5年生約 120人、下之郷じいちゃんズ他 14人 |

**総数 約 1,040名**



赤米の田植え



学習田でのかかし立て

4 下之郷遺跡キッズクラブ「GO kids」 全9回コース (活動日) 1回 / 月

講師： 大森 久美子さん (こどもエコクラブサポーター)、松田さん (滋賀県文化財保護課)

開催場所： 下之郷史跡公園 参加児童 各回約 10 名 計 133 名

開催内容：

子どもたちが下之郷遺跡や弥生人の暮らしについて体験を通して学び、下之郷遺跡や弥生人の暮らしのすばらしさを見つけて、地域の人々に発信する活動を行ないました。

(米作り) ①田植え：赤米や近江の在来稲など約6品種の伝統品種を栽培

②赤米炊飯体験：復元した弥生土器をもとに、収穫した赤米等の炊飯実験を行った。

③琵琶湖博物館 企画展示「おこめ展」見学

④お菓子づくり：(飴、煎餅など) 収穫した赤米等をもとに、菓子作り職人から伝統的な調理法を体験学習した。

(全9回)	開催日	開催時間	場所	活動内容
第1回	6月24日(土)	午前9時30分～正午	史跡公園	遺跡学習と体験学習
第2回	7月8日(土)	午前9時30分～正午	史跡公園	遺跡学習と体験学習
第3回	8月5日(土)	午前9時30分～正午	史跡公園、他	遺跡や資料館などの見学
第4回	9月9日(土)	午前9時30分～正午	史跡公園	暮らしの体験①
第5回	10月21日(土)	午後13時30分～16時	史跡公園	暮らしの体験②
第6回	11月19日(日)	午前9時30分～正午	史跡公園	遺跡まつり参加
第7回	12月2日(土)	午前9時～午後4時	近畿弥生遺跡	遺跡や資料館などの見学
第8回	1月20日(土)	午前9時30分～正午	史跡公園	暮らしの体験③
第9回	2月17日(土)	午前9時30分～正午	史跡公園	活動報告会



米の企画展見学学習



弥生の米調理実習

## 令和5年度伊勢遺跡史跡公園活用事業の結果について

令和5年11月12日に開園しました、伊勢遺跡史跡公園では地域で活動される伊勢遺跡保存会や県内の学識経験者にご協力いただき下記事業を実施いたしました。

### ①伊勢遺跡史跡公園コンシェルジュ

委託先 伊勢遺跡保存会

業務期間 令和5年11月18日から令和6年3月31日までの土日祝

時間 午前9時から午後5時まで

業務内容 (1) 史跡公園来館者への対応

来館者への対応については、展示施設内のジオラマ等を用いた遺跡紹介や施設案内などを行う。

(2) 遺構展示施設内の監視

施設内の展示および設備など異常を発見した際は施設管理者に報告する。

(3) 遺構展示施設内の清掃

来館者に影響がない範囲で施設内の簡易な清掃を行う。



左上 11月の開園までに毎月1回の勉強会を実施（自治会館または史跡公園にて実施）

右上 保存会では勉強会と並行してジオラマを作成

左下 開園後はコンシェルジュとして、これまで活動してきた保存会員の生の声を来館者に届ける

## ②近江弥生文化セミナー

### 趣 旨

国史跡伊勢遺跡は、後の近江国・現在の滋賀県の出発点となる重要な遺跡であり、我が国の形成過程を考える上でも貴重な遺跡として評価されています。古代の「倭国」の形成を牽引した伊勢遺跡の原動力となった近江の弥生文化について、県内外の研究者を招いて最新の研究成果を報告いただき、伊勢遺跡をはじめとする守山市内の遺跡の理解を深めていきます。本年度は、栗東市域に広がる伊勢遺跡や伊勢遺跡に隣接する下鈎遺跡の最新の調査成果について、報告いただきました。

第1回 演題 伊勢遺跡の構成と変遷について－遺構展示施設の展示解説－  
講師 伴野 幸一（伊勢遺跡史跡公園所長）  
日時 令和6年1月28日（日）午後2時から午後3時30分まで  
参加者 44名

第2回 演題 栗東市側の伊勢遺跡について－大宝東小学校の調査成果を中心に  
講師 近藤 広 氏（栗東市スポーツ協会文化財調査課 特任技師）  
日時 令和6年2月18日（日）午後2時から午後3時30分まで  
参加者 40名

第3回 演題 伊勢遺跡と栗東市下鈎遺跡－青銅器生産と環権（はかり）－  
講師 佐伯 英樹 氏（栗東市スポーツ協会文化財調査課 課長補佐）  
日時 令和6年3月17日（日）午後2時から午後3時30分まで  
参加者 54名

開催場所 守山市伊勢遺跡史跡公園遺構展示施設（聴講無料）

### 開催結果

各回共に、定員として設定した30名を大きく超えての応募があり、参加者からは今後継続的に講座に参加したいとの声もあるなど、好評であった。



### ③祭殿柱根の里帰り展示（令和6年1月24日～2月25日）

平成6年、守山市伊勢町南代で土地区画整理事業に伴う発掘調査を進める中、独立棟持柱付き大型建物－祭殿－が発見されました。これらの柱根は発掘調査終了後、すべて現地から取り上げられ、化学的な保存処理を施したあと、守山市立埋蔵文化財センターで大切に保管されていました。

この柱根を伊勢遺跡史跡公園が令和5年11月12日にオープンしたことから、大型建物の柱根を伊勢遺跡施設内で展示しました。大型建物の柱根は、発掘調査から29年ぶりに「里帰り」することになりとなり多くの見学者が訪れました。

展示にあたっては、伊勢遺跡保存会のメンバーにも協力いただきました。



- 左上 展示作業前に伴野所長から展示の経緯と注意事項を説明。
- 右上 事前に配置した台の上に柱根を移動させる。
- 左下 展示期間にはバスでの団体客も訪れた。

#### ④学校教育との関わり

今年度は守山南中学校1年生および史跡公園に道路を挟んで隣接する、栗東市立大宝東小学校6年生の歴史学習を受け入れました。

大宝東小学校については、史跡公園開園日にも駐車場を提供いただくなどご協力をいただきました。今後も市域を超えての協力体制を構築して参ります。また、これまで毎年5月に伊勢遺跡を対象に歴史学習を行っている物部小学校に加え、市内の小中学校においても、各学校のカリキュラムに応じて受け入れをおこなってまいります。



⑤ 未来へつなぐ、文化財×大学生 ワークショップ

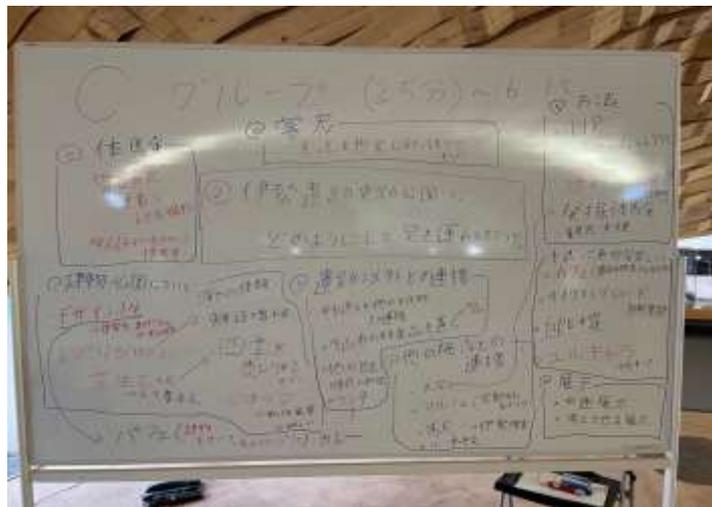
将来、文化財の保存と活用を担う若年層をターゲットに、日頃より文化財や守山の歴史文化に興味を持つ、大学生を募集し、現地見学会を行うとともに、市内文化財の保存と活用について考えるワークショップを開催しました。(今年度は伊勢遺跡を題材に3グループに分かれて実施)

なお、各グループには伊勢遺跡保存会も加わり、若手の斬新なアイデアに刺激を受け、今後の活動に活かしていくとのことでした。

開催日時 令和6年3月28日(木) 午後2時から午後4時半まで

参加人数 31名

(コーディネーター2名 学生 16名 ファシリテーター6名 伊勢遺跡保存会 7名)



左上 グループワークでは学生、保存会が世代を超えて議論を行った  
右上 伊勢遺跡の魅力や活用方法について取りまとめた  
左下 各グループで相談した意見を発表。学生もなかなか無い機会なので緊張気味でした。

## 令和6年度埋蔵文化財センター春季講演会の開催について

- 1 演 題 『米と人の関係史～弥生から続く稲作文化を探る～』
- 2 講 師 妹尾 裕介氏（滋賀県立琵琶湖博物館主任学芸員）
- 3 開催日時 令和6年5月18日（土）午後2時から
- 4 開催場所 埋蔵文化財センター2階会議室
- 5 講演要旨  
服部遺跡や下之郷、伊勢遺跡が形成された弥生社会は稲作文化がその基層になっています。そして、稲作文化そのものとそこから派生した習俗が現在にも継承されています。  
講師の妹尾氏は、東アジア・東南アジアの稲作を視座とした日本独自の稲作文化の研究者で、昨年度の琵琶湖博物館企画展「おこめ展～おこめがつなぐ私たちの暮らしと自然～」をプロデュースされました。  
春季講演会では、企画展展示内容から琵琶湖沿岸地域にフォーカスした稲作文化について講演していただきます。
- 6 受講募集 定員80名（事前申し込み・先着順、定員に達し次第締め切り）
- 7 その他 広報もりやま4月15日号、歴史のまち もりやまに講演会開催を掲載し、受講者募集を広報する。（4月15日(月)より受講者受付を開始します。）



左：令和5年度春季講演会開催風景 右：琵琶湖博物館第31回企画展「おこめ展」開催ポスター

## 教育委員会の日程等について

### 1 教育委員会関係の今後の行事

月	日	曜	時間	場 所	行 事 名	備考
5	16	木	午後 2 時 30 分	マリアージュ 彦根	令和 6 年度滋賀県都市教育委員会 連絡協議会定期総会	出席 依頼
5	19	日	午前 10 時	市内各会場	第13回ルシオール アート キッズフェスティバル	開催 案内

### 2 次回の教育委員会開催日程等

#### 【令和 6 年第 5 回守山市教育委員会定例会（5 月）】

- 開催日            **5 月 30 日（木）**
- 開催時間        **午後 1 時 30 分から**
- 場 所            **守山市役所 2 階防災会議室**

#### 【令和 6 年第 6 回守山市教育委員会定例会（6 月）】

- 開催日            **6 月 25 日（火）**
- 開催時間        **午後 1 時 30 分から**
- 場 所            **守山市役所 2 階防災会議室**

#### 【令和 6 年第 7 回守山市教育委員会定例会（7 月）】

- 開催日            **7 月 25 日（木）**
- 開催時間        **午後 1 時 30 分から**
- 場 所            **守山市役所 2 階防災会議室**

### 3 その他